

答 申 第 3 7 2 号  
平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 1 1 月 2 日付け政法第 1 4 4 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第 4 4 4 号

平成 2 2 年 7 月 3 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 6 月 1 4 日付け政  
法第 5 7 9 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成22年6月14日付け政法第579号及び平成24年2月23日付け政法第2484号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、（1）千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号に該当するとして不開示とした決定、（2）行政文書開示請求書上の担当者名、職員団体登録事項変更届出書上の氏名及び所属並びに職員団体登録申請書上の氏名及び所属部局課名を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした決定を取り消す決定を求める。

また、条例第8条第3号の不開示の理由は十分ではないので、取り消す決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示が実施された際、実施機関は、不開示の根拠として平成17年8月26日付け政法第159号「開示請求における請求者の情報の適正な取扱いについて（通知）」（以下「総務部長通知」という。）を示し、「開示請求に係る行政文書」を開示請求した場合には、そこに記載された法人等情報は「開示請求に係る行政文書」であるというだけで、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものとして、条例第8条第3号の不開示情報に該当するものと説明したが、本件決定に係る法人等情報は開示されるべきである。
- (2) 実施機関は、開示請求という行為が、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるとしている。そこで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかをどのように判断するかであるが、千葉県情報公開条例解釈運用基準第2章第8条第3号法人等情報の【解釈及び運用】4本号イについて（3）によれば、「法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は事業を営む個人と県との関係等を十分考慮しなければならない。なお、この『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。そして、その判断が困難なものについては、条例第16条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に」するものであり、したがって、不開示情報であるためには団体名等が開示されることによって、「権利、競争上の地位その他

正当な利益」が具体的に侵害される危険性がなくてはならない。

- (3) 本件決定のうち、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした部分のうち個人の住所及び印影を除いた部分である当該団体の担当者名や役員名、その所属先は、当該団体に関する情報であって、個人に関する情報ではない。

本件に係る団体は、地方公務員法第52条に規定される職員団体であり、本件文書は、その団体の登録に係る文書である。よって、ここに記された役員名は、団体の職務として記載されたものであり、さらに、この役員は地方公務員であるから、条例第8条第2号の不開示情報とはならない。

- (4) 本件決定のうち、条例第8条第3号を理由とする不開示について、単に「当該団体の活動を阻害するなど、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため」と付記されているだけであるが、理由付記は行政に対して「判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する」ことや「不服の申立てに便宜を与える」ことにあるとの観点からは、より具体的な根拠を示すべきである。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件請求について

異議申立人は、平成22年5月13日付け行政文書開示請求書で、「2009年度教職第1315号（平成22年2月18日付け）で通知した異議申立ての決定に係るすべての資料（すべてとは、異議申立書、諮問書、理由説明書、意見書、情報公開審査会会議録、答申、決定書等並びにこれらに係る供覧文書又は起案文書等をいう。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件異議申立てに係る対象行政文書について

実施機関は、本件請求について、9件の対象文書を特定した。このうち、2件については行政文書開示決定により全部開示決定し、7件については、部分開示決定し、後者の7件について異議申立てがなされた。本件異議申立てに係る対象文書は（以下「本件対象文書」という。）次のとおりである。

- (1) 平成21年度第3回千葉県情報公開審査会第1部会会議録の作成について（平成22年3月23日付け政法第2654号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文及び会議録から構成されている。

- (2) 異議申立書について（送付）（平成20年2月15日付け政法第6190号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文及び異議申立書の写しから構成されている。

- (3) 理由説明書の提出について（諮問第386号：教職員課）（平成20年6月10日付け公開審第26号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文及び案文の添付書類から構成されている。

- (4) 理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について（諮問第386号：教職員課）（平成20年7月25日付け公開審第43号）の起案文書

起案用紙、伺い文、案文及び理由説明書の写しから構成されている。

- (5) 異議申立てに係る意見書について（送付）（諮問第386号：教職員課）（平成2

0年9月1日付け公開審第56号)の起案文書

起案用紙、伺い文、案文、意見書の送付文及び意見書の写しから構成されている。

(6) 異議申立てに対する決定について(答申)(諮問第386号:教職員課)(平成21年11月20日付け答申第308号)の起案文書

起案用紙、伺い文、案文及び答申の写しから構成されている。

(7) 異議申立てに係る決定について(送付)(平成22年2月18日付け教職第1315号)の供覧文書

供覧用紙、決定書の送付文及び決定書から構成されている。

### 3 本件決定について

実施機関は、平成22年6月14日付け政法第579号により、次のとおり部分開示決定を行った。

(1) 条例第8条第2号による不開示部分

ア 第3の2(2)のうち、異議申立書の代表執行委員長の代表者印として押印した丸印の印影及び代表者個人の住所並びに異議申立書に添付された職員団体登録申請書及び職員団体登録事項変更届出書の理事その他の役員名簿に記載された個人の氏名、住所及び所属。

イ 第3の2(3)のうち、行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名、異議申立書の代表執行委員長の代表者印として押印した丸印の印影及び代表者個人の住所並びに異議申立書に添付された職員団体登録申請書及び職員団体登録事項変更届出書の理事その他の役員名簿に記載された個人の氏名、住所及び所属。

(2) 条例第8条第3号による不開示部分

本件対象文書のうち、行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報である。

### 4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

上記第3の3(1)の不開示部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、同条第2号ただし書きに該当しないので不開示とすることができる。

(2) 条例第8条第3号該当性について

開示請求者の情報はみだりに公開するべきものではなく、団体の活動に関する情報が記録されており、開示することにより、当該団体の活動を阻害するなど、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるので、行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報は同条第3号に該当する。

## 第4 審査会の判断

### 1 当審査会の認定事実

(1) 異議申立人は、平成22年5月13日付けで行政文書開示請求をしたが、これに対し、実施機関は、上記第3の2及び3のとおり、7件の本件対象文書を特定し、個人の氏名、住所及び所属並びに行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報を不開示情報として、平成22年6月14日付け政

法第579号で行政文書部分開示決定をした。

- (2) 異議申立人は、この不開示部分について、平成22年7月30日付けで本件異議申立てを行ったものである。その後、実施機関は本件異議申立てについて、平成22年11月2日付けで当審査会に諮問した。
- (3) 条例第8条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定めており、同条第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分、ニ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名」と規定されている。

また、同条第3号には、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と規定されている。

- (4) 実施機関が、同条第2号に該当するとして不開示とした情報は、①異議申立書の代表執行委員長の個人の住所、②異議申立書に添付された職員団体登録申請書及び職員団体登録事項変更届出書の理事その他の役員名簿に記載された個人の氏名、住所及び所属（以下「第2号情報1」という。）、③行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名（以下「第2号情報2」という。）である。

このうち、異議申立人が取消しを求めているのは、第2号情報1及び2についてである。

- (5) 本件決定に係る行政文書は、開示決定、異議申立て、諮問、答申にいたる一連の決裁文書等であるが、実施機関は、団体の名称及びそれが識別できる情報を同条第3号に該当するとして不開示とし、異議申立人は、その部分にかかる本件決定の取消しを求めている。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 条例第8条第2号該当性について

同条第2号にいう「個人に関する情報」は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には何ら限定されていないから、個人にかかわりのある情報であれば、原則として、「個人に関する情報」に該当する。

しかし、同条第3号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報について、「個人に関する情報」とは異なる類型の情報として規定している。

このことに照らせば、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、法人等情報として規定されているものといわざるを得ない。

ア 第2号情報1について

職員団体登録申請書の記載された役員の氏名、住所及び所属部局課名並びに役員等の変更届出書に記載された役員の氏名、住所及び所属は、もっぱら個人にかかわりのある情報であり、当該団体の行為そのものと評価できる特段の事情はないので、個人に関する情報と解すべきである。

イ 第2号情報2について

行政文書開示請求書の担当者として記載された個人名は、当該団体がする開示請求の担当者欄に記載されており、開示請求をし、異議申立てをする者の行為が当該団体の行為そのものと評価できる場合もあるとは考えられるが、本件の担当者名は、連絡先として記載されているにすぎず、「個人に関する情報」に該当すると解すべきである。

したがって、本件対象文書における担当者の記載については、その者の行為が団体の行為そのものと評価すべき特段の事情を認めることができないので、「個人に関する情報」であるものと解する。

ウ よって、上記第2号情報1及び2は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人が識別することができるものである。また、同条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないので、同条第2号の個人情報に該当する。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 本件対象文書は、当該団体が行政文書の開示請求をし、その不開示部分の取消しを求める異議申立てをした一連の関係文書である。

行政文書開示請求における開示請求者の氏名又は名称及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立人の氏名又は名称は、一般に公表が予定されているものではない。

さらに、開示請求者や不服申立人が団体である場合には、開示請求や不服申立てをしているという事実を内容とする情報は団体の内部管理事項に属するものであり、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといわなければならない。

そして、これらの情報が、広く一般に公開されることになれば、行政文書の開示を請求しようとする者は、そのことに消極的となり、不服申立てをしてまで争うことを躊躇することになり、行政文書の開示請求ができるという条例の趣旨を害し、

かつ、県民参加を促すという目的を果たすことができなくなる。これらのことから、開示請求者や不服申立人の名称を開示することは、当該団体の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ない。

なお、本件請求に係る情報が、開示請求者自身に関わるものであっても、不開示とされるか否かは、そのことに左右されるものではない。

また、異議申立人の指摘する千葉県情報公開条例解釈運用基準第2章第8条第3号法人等情報の【解釈及び運用】4本号イについて(3)は、異議申立人の主張するような当該法人等の権利の保護の必要性を十分考慮しなければならないことだけでなく、「おそれ」の判断に当たり、その判断が困難なものについては、条例第16条第1項の規定により、当該法人等に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断すべきこととしており、開示される情報にかかわる法人等の権利利益に対しても慎重でなければならないことを示しているのである。

イ 異議申立人は、「実施機関は、総務部長通知を根拠として、開示請求をしたというだけで、法人等を識別できる情報が第3号の不開示情報に該当すると主張している。」とする。

しかし、総務部長通知は、解釈・運用の基準を提供するものではなく、開示請求者の氏名が誤って流出した事例があったので、実施機関として、個人であろうと団体であろうと慎重な取扱いが求められることを示した訓告文書にすぎない。

また、開示決定書の不開示の理由には、総務部長通知を根拠とするとの記述もない。したがって、これらのことは、当審査会の判断に影響するものではない。

ウ よって、本件対象文書のうち、行政文書開示請求をし、異議申立てをした団体の名称及びそれが識別できる情報は、同条第3号に該当する。

### 3 理由の提示について

実施機関が行った本件決定は妥当であるが、異議申立人は同条第3号該当を根拠とする不開示部分について、その理由の提示が十分ではないものと主張するので、以下、検討する。

(1) 異議申立人の主張するとおり、不開示決定等の処分について、理由の提示を必要とするのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨であり、どの程度の記載をすべきかは、その処分の性質とこれを規制する法令の趣旨・目的に照らして判断すべきである。

単に不開示決定の根拠条文を示すだけでは、理由の提示としては不十分であるが、開示請求者が当該行政文書の種類性質等から不開示規定が示す不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知できるものであれば、その程度の理由の提示であっても容認しうる場合がある。

(2) 本件請求は、「異議申立ての決定に係るすべての資料」の開示を求めるものであり、本件決定は行政文書開示請求から開示決定、異議申立て、諮問、答申にいたる一連の決裁文書等を対象文書として特定し、個人を識別できる情報を不開示とし、本件

対象文書である開示請求、異議申立ての主体である団体の権利利益を保護するため、その名称及び団体を識別できるであろう情報を不開示としたものである。

(3) 以上からすると、本件決定においては、開示しない部分を明示したうえで、「団体の活動に関する情報が記録されており、開示することにより、当該団体の活動を阻害するなど、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため(3号)」との記載をしており、本件対象文書の種類性質等を踏まえれば、該当条項及びその根拠を当然知り得るものであった。

したがって、本件決定の理由付記は十分なものであるといえることができる。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 10. 27	諮問書の受理
23. 1. 4	実施機関の理由説明書の受理
24. 4. 13	異議申立人の意見書の受理
24. 6. 1	審議
24. 6. 29	審議
24. 7. 27	審議
24. 9. 21	審議
24. 10. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年10月19日現在)